

愛知県後期高齢者医療広域連合第2期保健事業実施計画（案）概要版

第1章 計画の基本事項

1. 背景と目的

被保険者の健康の保持増進と心身機能の低下防止を図ることで、医療費の適正化に繋げる。

2. 計画期間

2018（平成30）年度から2023年度の6年間。

3. 他の計画との関連

愛知県の健康増進計画「健康日本21 あいち新計画」との整合性に配慮して策定。また、関係市町村の健康増進計画との連携を図る。

4. 愛知県との連携

計画の策定及び評価への助言等の支援協力を依頼し、保健事業の実施に関して、県が推進する関連事業との連携・協力を努める。

5. 愛知県国民健康保険団体連合会との連携

計画の策定及び評価への助言等の支援協力を依頼する。

6. 市町村との連携

事業実施にあたり、市町村との連携を密にし、その問題意識をくみ取り反映するとともに、好事例を他の市町村等へ展開するよう努める。

7. 被保険者・医師会・研究機関等との連携

第2章 保険者の特性

1. 愛知県人口の推移

2025年には、男女を合わせた75歳以上の人数は平成27年の1.46倍となると推定される。

2. 後期高齢者医療被保険者数年代別構成の推移

愛知県の後期高齢者医療の被保険者数は年々増加しており、年代別では75～79歳が最も多い。

第3章 第1期計画の結果と評価

健康診査の受診率の低い市町村への働きかけをはじめ、各事業の実施拡大や目標の見直しが必要である。

第4章 健康・医療情報の分析

第5章 健康課題の抽出

第6章 保健事業

現状分析	健康課題	目指すべき目的
<ul style="list-style-type: none">・愛知県広域全体の健診受診率の伸びは鈍化し、平成28年度では0.06%減少・市町村間の健診受診率の格差は減少傾向にあるが、いまだその差は大きい・歯科の1人当たり診療費は全国と比べ高い水準にある・疾病細小分類別医療割合は、慢性腎不全(透析あり)の占める割合が大きく、54市町村中51市町村で1位・透析に至る原因疾患別構成では、糖尿病性腎炎34.2%・腎硬化症10.7%で、糖尿病や高血圧等の生活習慣病が原因となる疾患が全体の4割以上を占める	生活習慣病の早期発見につながる健康診査の受診率向上と、各市町村間の受診率格差の縮小が必要	生活習慣病の早期発見
	口腔機能低下や肺炎等の疾病予防につなげる、歯科健康診査の浸透が必要	
	透析に至る疾患の原因となる生活習慣病の重症化予防が必要	
<ul style="list-style-type: none">・要介護認定率は年々増加傾向にあるが、伸びは鈍化・介護受給者1人当たり費用額は全国平均より低い・全国値に比べ、介護受給者の構成割合は要支援2が大きく、要介護5が小さい	要介護度の重度化を防ぐため、高齢者の心身機能の低下を防ぐフレイル対策が必要	フレイル対策事業の推進
<ul style="list-style-type: none">・調剤医療費は年々増加傾向にあり、前年度と比べると、毎年4%以上増加	年々増加傾向にある調剤医療費の適正化の啓発が必要	医療機関等の受診と調剤医療費の適正化
<ul style="list-style-type: none">・1人当たりの医療費は全国19位であり、全国値をわずかに上回る水準・1人当たり診療費における入院の占める割合が全国と比べ小さいが、入院外の占める割合は全国と比べ大きい・受診動向は、重複・頻回傾向にある	重複・頻回傾向にあり、全国との比較で高水準にある入院外医療費の適正化につながる、医療機関の適正受診の啓発が必要	

第7章 個人情報情報の取扱い等

1. 個人情報情報の取扱い

個人情報保護に関する規程・ガイドライン及び守秘義務規定の遵守。

2. 地域包括ケアとの連携

愛知県や各市町村が開催する会議等に参加し、各市区町村の地域包括ケアとの連携を進める。

対応事業	事業概要	事業目標
健康診査事業	被保険者の生活習慣病等の発病・重症化の予防及び心身機能低下の防止の観点から実施	<短期的目標> 各市町村の健診受診率増加 （平成 28 年度：35.04%） <中・長期的目標> 市町村間の健診受診率格差の縮小
歯科健康診査事業	口腔機能低下や肺炎等の疾病予防の観点から実施	<短期的目標><中・長期的目標> 実施市町村数及び実施者数の増加 （平成 28 年度：24 市町村）
重症化予防事業	糖尿病性腎症を始めとした、生活習慣病の重症化予防を実施	<短期的目標><中・長期的目標> 実施市町村数の増加 （平成 28 年度：1 町）
低栄養防止事業	低栄養、筋量低下、訪問歯科健診、服薬等の観点から、フレイル対策を実施	<短期的目標><中・長期的目標> 実施市町村数の増加 （平成 28 年度：2 市）
後発医薬品の使用促進事業	先発医薬品を後発医薬品に変更した場合の差額の通知を実施	<短期的目標> 後発医薬品の普及率の増加 （平成 28 年度：63.2%） <中・長期的目標> 後発医薬品の普及率を 80%以上
重複・頻回受診者訪問指導事業	被保険者及びその家族の所へ保健師又は看護師が訪問し、療養上の日常生活指導及び受診に関する指導並びに服薬指導を実施	<短期的目標> 頻回受診者の訪問件数の増加 （平成 28 年度：延べ 523 人） <中・長期的目標> 1 カ月当たりの効果額の増加